

4 駿河台校舎建築並びに校地変更の件申請

〔大正十五年三月〕

大正十五年三月十日

(注記2)

(注記1) 中央大学学長事務取扱法学博士 馬場愿治 印
文部大臣 岡田良平殿 (注記3)

校舎建築認可申請ノ件

(注記4) 今般本大学用地東京市神田区駿河台南甲賀町六、七、八番地ニ於テ本大学校舎建築致度候ニ付御認可相成度別紙建築仕様書並ニ図面等相添此段申請候也

(下 札)

中央大学建築摘要書

- 一、敷地ノ地名番号 東京市神田区駿河台南甲賀町^{七六}八番地
- 一、敷地面積 壹千八百貳拾六坪(但換地指定面積)
- 一、校舎建築構造 鉄筋混礙土造 地階付三階建
- 一、建築様式 ゴチック近世式
- 一、建築面積 七百五拾坪貳合

各階面積

地階	五八九〇	二階	七三〇〇
一階	七五〇二〇	三階	七三〇〇〇
塔	一五九〇	合計	二七九五〇〇

(ママ)
設計概要

内外構造仕上

外部鉄筋「コンクリート」造礫石塗仕上窓鉄障子「ワイヤグラス」箆込

雑作ノ大要

内部壁及天井漆喰塗 床板張及人造石塗

屋根

陸屋根 鉄筋「コンクリート」「スラブ」上へ防水工事ヲ施ス

基礎

割栗地形 鉄筋「コンクリート」造リ柱及壁共鉄筋「コンクリート」造トス一部間仕切壁ハ木造ニシテ筋違入レ「ラス」張リトス

軸組

地階「コンクリート」叩キ厚三寸五分及木造床板張一、二、三階鉄筋「コンクリート」造床板張付及人造石塗付トス

床構造

拾式尺以上

一、教室天井高

鉄筋「コンクリート」造リ踏面九寸以上蹴上六寸三分以下

一、解段構造

便所ハ水洗式トシ汚水浄化装置ヲ施スモノトス

一、便所構造

ス

一、排水設備

地形ノ高低ヲ利用シ自然流下ヲ以テ土管ニヨリ下水ニ排出ス

一、暖房設備

低〔蒸〕^(抹消)圧蒸気暖房装置トス
各階ニ於テ階段附近ニ消火栓ヲ設備ス^(ママ)

一、消火設備

一、電燈設備

一、竣工期

別紙図面ノ通り設備ス^(ママ)
大正十五年八月二十日
建築費金五拾五万円ハ別途資金ヨリ支出充當ス

(表紙)

中央大学校舎新築工事仕様書

設計者 工学博士 阿部美樹志[㊦]

中央大学校舎新築工事仕様書

一、本館 鉄筋「コンクリート」造 地階共四階建 新築 壹棟

此建坪 七二九坪七五

延坪 二七五二坪五〇

内訳

第一階 七二九坪七五

第二階 七二九坪七五

第三階 七二九坪七五

地階 五四七坪五〇

屋階塔屋 一五七七五

一、地階「ドライエリア」(鉄筋「コンクリート」造)

新築 延長約 八拾間

一、煙突 (同) 新築 老ケ所

但シ内経参呎高サ八拾呎

仕様構造概要

(一) 軒 高 地盤面上ヨリ「パラペット」上端迄

〔校庭面ニテ四十一尺
道路面ニテ四十七尺〕

(二) 講堂軒高、同上 「ドライエリア」床面ヨリ四十八尺五寸

(三) 最高棟高、地盤面上ヨリ塔屋構造 約五十一尺

(四) 老階床高、外側在来地盤(指定ノ位置)面ヨリ約六尺

(五) 各階高 一般教室十二尺五寸、大講堂十六尺

(六) 基礎 栗石入胴突地形上ニ鉄筋「コンクリート」造「ス

ラブ」及梁

(七) 建築軀体 配合一—二—四 鉄筋「コンクリート」造

地階床(一般) 鉄筋「コンクリート」版及梁間ニ川砂填

同上(剣道場) 床下ニ銅鉄製「スプリング」木鉄梁米松

板(一時)二枚張仕上

同上(柔道場) 同上ノ構造ニシテ米松(一時)老枚張置

敷込仕上其他指定ノ通り

(八) 仕上 各階(マ) 主トシテ人造石研出仕上広間一部「セメ

上 各階(マ) 主トシテ人造石研出仕上広間一部「セメ

各階教室床 主トシテ檜板市松張机間学生通路(中約

一尺五寸)人造名研出仕上

理事室、教授 檜板網代形張、周囲中一尺通り色石入人

事務員、応接室 造石研出仕上

(九) 屋根防水工 鉄筋「コンクリート、スラグ」上ニ純「アスフ

アルト」液ニテ「アスファルトフェルト」「マ

ルスoid」又ハ「ラバロイド」「ルーフィング」

張り各二層上面ハ純「アスファルト」液流立テ

豆砂利撒布付着セシム、但シ「パラペット」付

キ防水部、「セメントタイル」ニテ防水押ヘヲ

(十) 地階防水工、地階全部「アスファルト」液「アスファルト、

フェルト」及「マルソイド」張付ケ外防水トナ

ス

(十一) 間仕切壁、鉄筋「コンクリート」造耐震防火壁以外ハ木造

米松骨組「メタルラス」両面打「セメント、モ

ルタル」塗り

外壁面、人造洗出シ仕上ケ「ドライエリア」内側ハ「セ

メント、モルタル」塗髹引仕上僅少部白色及緑

色人造洗出仕上ヲナス

内壁面、天井白漆喰塗(四回)仕上周囲壁黄大津入漆喰

塗仕上、大講堂、理事室、応接室、教授室、ハ

中心飾ヲ附ス

内壁出隅、凡テ床上七尺ノ高サマテ「トタン」板制隅金物入レニ仕上ク

(四)黒板、教室全部指定位置ニ黒板ヲ設ク、但シ色合ハ綠色トナスコトヲ得

(四)腰壁塗、各室共腰長押ヲ設ケ此線以下ハ淺黄色水性塗料ヲ塗布ス

(四)「ペンキ」塗、教室控室其他一般室ハ木鉄部内外共指定色「ペンキ」塗(三回)仕上

(四)「ワニス」塗、理事、教授、事務室、応接室、及大講堂等ノ木部ハ良質「ワニス」四編塗仕上

(四)階段、鉄筋「コンクリート」造リ人造研出仕上階段用「アランダム」

(四)便所、西原式浄化自働水洗式、仕切大造、堅形小便器、大便器「フラッシュバルブ」床「タイル」張及人造石研出排水口及排気孔付キ木部仕上理事、教授、事務所用ハ「ワニス」塗リ其他「ペンキ」塗仕上ケ

(四)窓 外部「スチールサッシュ」滑出式開口付(一部ハ換気廻転窓付)舶来網入硝子箱込附属品一式付内部米松製正一分硝子入

(四)出入口唐戸、米松製「ペンキ」塗仕上、金物真鍮磨キ錠前「エール」

(四)換気窓及孔 各階各室共廊下側ニ排気窓ヲ設ケ間仕切内ニ排気孔(一尺角)ヲ設ク

(五)玄関入口扉、塩地材製表面「ブロンズ」板張肘壺及車付キ校庭側ハ鉄製疊込式扉

(五)防火扉 各階四ヶ所合計拾貳ヶ所鉄骨鉄板張防火扉ヲ設ク

(五)ハイドラント 各階ヲ通シ消火栓四ヶ所鉄骨内経三吋以上配管ホース付属品共一式及給水栓ファウンテン

(五)電燈工事 各七個所共一式

(五)電燈工事 床内及指定梁へ「ガランチー」鉄管配置配線、照明器具正面燈真鍮台「ブロンズ」イブシ、理事室、教授室、事務室、大講堂半間接指定品其他普通照明器具明滅装置共一式

(五)雑工事 校章、校名真鍮台、「ブロンズ」イブシ周囲排水設備「ドライエア」(校庭側)上「グレーチンク」金物其他附帯工事共一式

工事種別ハ左ノ如シ

一、仮設工事

二、基礎工事

三、鉄筋「コンクリート」工事

四、鉄工事

五、鋳工事

六、木工事

七、建具工事

八、左官工事

九、防水工事

十、塗飾工事

十一、硝子工事

十二、階段工事

十三、衛生工事及消火栓工事

十四、電燈工事

十五、排水及雑工事

以上

右工事ハ左記ノ仕様附属図面並ニ工事進捗ト共ニ現場ニテ示ス
詳細図ニ依リ施行スルモノニシテ大正十四年拾月契約ノ日ヨリ
三日間内ニ現場ニ出張シ工事ノ準備ニ着手シ基礎地形建築躯体
工事「コンクリート」打仕舞支保材取払及仕上造作工事等使用
ニ差支ナキ様大正十五年七月三十一日迄ニ竣功スヘキモノト
ス」本工事ノ工程ハ左記ノ期限ヲ附シ正確ニ実行スベシ
一、基礎地形鉄筋「コンクリート」工事完成

本年十一月末日限り

二、二階床迄ノ型枠拵鉄筋加工及現場諸般準備工

同 十一月廿日限り

三、建築躯体鉄筋「コンクリート」工事(地盤面以上)

地階鉄筋「コンクリート」工事着手

本年十一月十日以前

一階鉄筋「コンクリート」工事着手

同 十二月一日

一階床「コンクリート」打仕舞 同 十二月十五日限り

二階床 同 上 十五年一月十五日限り

三階床 同 上

屋根 同 上

塔屋々根 同 上

四、建築内外仕上工事

外部仕上塗工事

内部壁漆喰及「ペンキ」塗工事

床面仕上工事造作工事一式

五、跡片付及室内外掃除

本工事用支給材料左ノ如シ

一、「セメント」(白「セメント」ヲ除ク)

二、網入硝子(舶来)

総則

通則

第一条 工事ニ着手ノ際ハ監督員ノ承認ヲ受クベシ又施工ニ必
要ナル測量並ニ遺物等ハ請負人ノ負担トス

第二条 工事ノ竣功トハ指定工事ノ完成後仮設物ノ取払並ニ跡
片付ヲ終リ検査ノ上合格ト認メタル時トス

現場ニ於テ請負人ノ必要ト認ムル材料置場「セメン
ト」倉庫及仮小屋等ハ指定ノ位置ニ取設ケ竣功ノ後取
払フモノトス

仮設工事

第三条 工事实施計画及工程表

請負者ハ工事契約後拾日以内ニ工事実施上必要ナル左

請負者ハ工事契約後拾日以内ニ工事実施上必要ナル左

記ノ事項ニ付キ計画図面及精密ナル工程図表ヲ提出シ
監督員ノ承認ヲ受ケ其指示ニ従フモノトス

一、砂利及砂置場

二、「セメント」仮倉庫

三、水道及用水路

四、「ミクサー」「エレベーター」位置

五、足場ノ配置「コンクリート」施工順序及「コンク

リートカート」運搬路足代配置図

六、型枠構造図

七、各職下小屋ノ位置及大サ

第四条

代人

請負人ハ自身毎日現場ニ出頭シ全般ノ指揮ヲ為スベシ
万一差支アル場合ニハ工事実施ニ尤モ堪能ナル代理者
ヲ現場ニ出務セシメ施工ノ順序方法ニ関スル万般ノ指
揮従業者ノ配置及督励等一切ノ責任ヲ負ヒ連日毫モ遅
滞ナク工事ノ進捗ヲ計リ其完全ニシテ迅速ナル竣功ヲ
期スベキモノトス

監督員ハ不適當ト認ムル代人及職工等ニ対〔^(抹消)シ其〕シ

其出場ヲ禁止シ相当ノ代理者ヲ更ニ選任セシムルコト
ヲ得

第五条

仮小屋

各職下小屋及仮倉庫等ハ必要ニ応シ其大サヲ定メ取設
ケ工事竣功ノ上ハ之ヲ取払フモノトス其坪数及構造位
置等ハ監督員ノ承認ヲ受クベキモノトス

「セメント」倉庫ニハ特ニ床及二重側羽目トシ防湿構
造トスベシ

第六条

遣形

建物周囲ニ於テ各壁面線柱心線及高低等ヲ測定スル必
要上遣形ヲ正確ニ打チ水盛ヲ施シ施工標点ヲ精密ニ決
定スベシ

遣形ハ凡テ適當ノ防護ヲ施シ建築工事中之レ〔^(抹消)ヲ〕ヲ

正確ニ保存シ柱壁等ノ位置ハ勿論鉄筋等モ〔^(抹消)亦〕此

心線ニヨリ一々整正検査ヲナスモノトス

第七条

足場及足代

建築工事ノ進行ニ伴ヒ適當ノ運搬足代並ニ「コンクリ
ートカート」用足場ハ左記ノ如キ構造ニヨリ其施工進
路ト共ニ考査ヲ並ヘ互ニ相境着セサル様取設クベキモ
ノトス

「カート」搬路、型枠ト別ニシ厚サ二吋板巾五尺以上
間隔五尺未満毎ニ三寸角柱ヲ以テ床面ヨリ一尺二寸以
上高ク作り二組以上必ず準備スベシ

建築仕上用足場ハ之レヲ吊足場トナスベシ材〔^(抹消)料〕料

運搬ニ対シテハ可成棧橋ニヨルコトヲ避ケ簡〔^(抹消)簡〕易

ナル捲揚機又ハ「エレベーター」トナスベシ

「コンクリート」用「シュート」ハ鉄製トシ其勾配ハ
水平ト二十七度トナシ更ニ「ホッパー」ニテ受ケ「カ
ート」ニテ運搬スベシ直接流込ノ方法ハ之ヲ嚴禁ス

第八条

根伐

深サハ凡テ検査ヲ経タル遺形ニヨリ図面所定ノ高サヲ
基線トシ根伐ヲ施スモノニシテ此基面ヨリ深サ図面通
リ伐リ取り必要ナル部分ニハ山留ヲナシ湧水アル時ハ
適当ノ位置ニ「ポンプ」ヲ据ヘ水替ヲナスベシ

第九条

残土

根伐ヨリ生シタル土ハ之ヲ建物外側（校庭及入口道
路）ノ盛土ニ充用スルコトヲ得ベシト雖モ内部床下埋
土ニ充ツベカラズ余土ハ敷地外ニ搬出処分スベシ根伐
地形地階側壁出来ノ部分ヨリ順次ニ外部ニ於テ土埋戻
シ厚サ一尺以内毎ニ指定寸法ノ木堀ニテ一層毎ニ充分
胴撞搗固メ打締メ埋土ヲナスベシ

第十条

床下埋土

第一階及地階床下埋土ハ根代（マ、マ）ヨリ生シタル土ヲ使用ス
ベカラズ必ず真砂ヲ用ヒ水縮メシテ充分空隙ヲ除去シ
更ニ適当ニ搗キ固メ一々監督員其ノ検査ヲ経ベシ

第十一条

割栗石工

割栗石工ハ厚サ七寸小経ハ五寸以上硬質ノ良材トス
目潰及一部地形用トシテ（マ、マ）ヨリ古煉瓦ヲ約半量支
給スヘキニヨリ真砂及目潰砂利ト共ニ充分空隙ナキ様
小端立ニ並べ四拾貫内外ノ真捧胴突ヲ施シ上端不陸ナ
キ様撞固ムベキモノトス

第十二条

均シ「コンクリート」

鉄筋「コンクリート」基礎下均シ「コンクリート」ハ
調合「セメント」一、洗砂三、砂利六（以上単ニ一

三―六ト記ス）トシ図面ノ高サニ於テ平均平坦ニ施行
シ上端ハ何レモ水平ニ鍍均スベキモノトス
鉄筋「コンクリート」工事

第十三条

型枠工

型枠用木材ハ建築物ノ所要全面積ニ対シ少ナクトモ其
二割五分ヲ加工準備シ且ツ前記ノ工程ヲ遂行スルニ充
分ナラシムベシ

型枠木材ハ其新旧ニ材質ヲ問ハズト雖モ板類ハ正七分
厚以上梁型ハ正九分以上ニシテ凡テ現場監督員ノ承認
ヲ得タル上使用スルモノトス
但シ床板ハ鉄板ヲ以テ代用スルコトヲ得

型枠構造方法及支保配置等ニ関シテハ着手前予メ監督
員ノ承認ヲ受クベシ型枠用木材ハ内面及合端相欠キ完
全ニ削リ立ヲ仕上ケ型枠ハ其配置並ニ受柱等ヲ完全ニ
シ支保材下ニハ敷板ヲナシ各部堅牢ニ緊結シシ夫材料
其他用具類ノ持運ニ対シ毫モ移動変形等ヲ起スコトナ
キ構造トス

型枠各部継手合口等ハ凡テ厳密ニ造リ「コンクリー
ト」内水分ノ漏出スルコトナカラシメ又梁型等ハ釘打
ヲ避ケ「クランプ」ヲ使用シ堅固ニ組立テ両側板ハ
「コンクリート」打立後約十日ノ後容易ニ取外シ得ル
様考案スルヲ要ス

第十四条

型枠検査

「コンクリート」工事ニ着手スルニ先立チ型枠及仮構

支保等ハ凡テ精密ニ其高サ及通り等ヲ検査シ型枠ノ内面ハ平滑清浄ナラシメ些少タリトモ塵芥鉋屑及泥土類等ヲ止メズ「コンクリート」自体ノ重量ノ為メ些少ノ沈低ヲモ許スベカラズ

柱壁梁型枠底部ニハ一時的ノ少孔ヲ明ケ脚部ニ塵芥ノ有無ヲ検査シ且ツ掃除用水ヲ流出セシムルニ使セシム但シ「コンクリート」ヲ打立ツル際ニハ此等ノ孔ヲ閉塞スルモノトス

第十五条 型枠掃除

「コンクリート」工ヲ施ス可キ直前ニ清水ヲ以テ型ノ内面ヲ湿潤ナラシムヘシ此場合ニハ「ポンプ」及「ホース」ヲ使用スベシ其目的ハ型材ガ「コンクリート」内ノ水分ヲ奪フヲ防グト共ニ型ト「コンクリート」ノ粘着力ヲ減セシムル為メナリ又型枠ト「コンクリート」ノ粘着ヲ避クル為メ石鹼水ヲ塗布スルモ妨ゲナシ梁及「スラブ」型枠ニハ経間長ニ対シ約三百分の一ノ反リヲ附シ一々監督員ノ検査ヲ乞ヒ其許可ヲ受クベシ

第十六条 鉄筋工法

鉄筋及鉄骨材料ハ凡テ「オープンハルス」法ニヨリ製出セル中軟鋼ニシテ尤モ使用アル製造所製品トス
過炭素鋼及「ベッセメル」法ニヨリ製造セル鋼鐵ハ(抹消)之ヲ使用スヘカラス

鋼鉄材一平方吋ニ対スル弾界強度ハ三万三千封度以上最大抗張強度ハ六万封度以上伸張率ハ八寸ノ長サヲ以

テ二割以上ニシテ無瑕ノモノトス』(イイ)
長経間梁用主筋ハ長一本物トナスベシ從ツテ「デフォームドバー」トスルヲ要ス

鉄筋材ハ請負者搬入ノ材料中ヨリ監督員任意選出ニ係ル試験片ヲ指定工業試験所ニ送り其試験成績ヲ檢シ不合格品ハ其一束全部ノ使用ヲ拒絶スルモノトス(但シ鉄シテ直徑五分以上ノモノハ凡テT・Kデフォームドバー若クハ特ニ承認ヲ得タル変形棒ヲ使用スルモノトス)
加工法

鉄筋材ニハ油塵芥及「ペイント」等ヲ絶対ニ附着セシムヘカラス又浮錆ハ使用前之ヲ剝落シ錆片等ヲ止ムヘカラズ鉄筋ノ曲ケ方ハ實際大ノ作業用現寸図ヲ作り檢査ヲ受ケ之ニ示ス如キ形状ニ鉄筋ヲ曲クルニハ凡テ棒(イイ)直徑ノ四倍以上トシ其末端ヲ除キ火熱ヲ加フヘカラス鉄筋材ノ終端部ハ大小ヲ問ハズ凡テ指揮ノ如ク細筋ハ九十度主筋ハ鈎状ニ曲クベシ

第十七条 鉄筋組立

主鉄筋ト主鉄筋トノ交叉点ハ二十二番鉄線二条ツムヲ以テ堅ク繋キ「スラブ」鉄筋ハ主要部ニ於テ交叉点一ヶ所置ニ千鳥ニ繋キ止メ且ツ「コンクリート」施行中鉄筋ノ位置ヲ移動セシムルコトナキ様子メニ吋角ノ「コンクリート」塊ヲ作り指揮ニ從ヒ実場所ニ適當ノ方法ヲ講ズベシ

主要鉄筋「タイ」「スターラップ」其他鉄筋材ノ数大サ形状位置並ニ相互ノ間隔等ハ凡テ設計図ニ精密ニ一

致セシムヘシ如何ナルモノト雖モ鉄筋材ノ配置位置ト互ニ撞着セシムヘカラス

但シ「スターラップ」等ノ如キ細筋ノ交叉部ヲ繫止ムル場合ハ二十二番線一条トナスコトヲ得

第十八条 鉄筋接ぎ方

鉄筋材ハ梁用ノモノニ対シテハ絶対ニ鍛接又ハ溶接スヘカラス長キ梁鉄筋材ヲ得ルコト能ハサル場合ニハ特ニ指定「デフォームドバー」ヲ使用スベシ但シ丸棒ニシテ長尺物ヲ有スル場合ハ此限りニアラズ壁及「スラブ」筋ハ溶接スルコトヲ得

此場合ニハ見本品ヲ提出シ抗張力試験並ニ抗曲力試験ヲ施サシム如何ナル場合タリトモ二個以上ノ鍛接点ヲ同一部分ニ配置スヘカラス鍛接ハ電気溶接法ヲ採用スル場合ニ限り許可ス

溶接法ヲ許可シ得サル場合ニハ各鉄筋端ヲ鈎状ニ曲ゲ両端ヲ重ネ合セ其長サヲ鉄筋ノ直徑ノ四十倍トシニケ所以上緊結シ対照的位置ニ此ノ如キ添接キヲ有セサル配置ヲ工夫シ施工セシムルコトアルヘシ

第十九条 鉄筋材純間隔

鉄筋ハ凡テ型枠ノ内面ヨリ純間隔一吋以内ニ接近シテ配置スヘカラス梁等ノ主筋ハ型面ヨリ指示ノ位置ニ正確ニ位シ又鉄筋ト鉄筋トノ最少純間隔ハ図面ニ從ヒ正確ニ並ヘ如何ナル場合ヲ問ハス二吋以下トスヘカラス横鉄筋並ニ「スターラップ」等カ軸鉄筋及主鉄筋ト完全

第二十条 軸鉄筋

ニ密接スル様組堅メ二十二番鋼線ニテ繫キ止ムヘシ柱ノ長手ニ使用スヘキ軸鉄筋ハ必ず先ツ其上端ヲ適當ニ留メ位置ノ移動ヲ不可能ナラシメ建込ハ真直且ツ垂直ニシテ相互平行ナル様此等ヲ締結シ同時ニ型枠ノ各辺ト平行ナラシムヘシ又柱ノ軸鉄筋ハ一ヶ所ニ於テ半数以上ヲ接合セサルヲ原則トス

万已ムヲ得サル場合ニ其位置ハ床面ヨリ三尺以上ノ部分ニ於テシ其方法ハ図面ニ從フベシ」
円柱用「スパイラル」筋ハ予メ之レヲ製作シ其両端ハ軸筋ニ必ス鈎留シ且ツ完全ニ密着セシムベシ

軸筋「タイ」及「スターラップ」ハ正形ニ曲ケ水平ノ位置ニ正シク結付ケ且ツ軸筋ト密接セシメ其不整及不馳梁ヲ許其鉄骨材ハ予メ図面通り鋸縮メノ上取り設クベシ

第二十一条 梁主筋

梁及桁等ニ使用スベキ主鉄筋及桁ニ挿入スヘキ曲上筋ハ如何ナル場合ヲ問ハズ共ニ真直ナルヘキハ勿論相互並ニ型枠ノ両側枝ト正シク平行ニ位置スヘシ梁主筋ハ型底板ノ反リト平行セシム可ラズシテ必ス一直線ナラシムベシ

第二十二条 「コンクリート」用砂

「モルタル」及「コンクリート」用砂ハ鋭稜ヲ有シ塩分粘土白堊石灰植物性其他ノ不純物ヲ含有スヘカラス

砂ノ大サハ直^(ママ)径^(ママ)以下ノ荒目粒ヲ選用スベシ
 第三三条 「コンクリート」用砂利

「コンクリート」用碎石砂利及礫ハ硬質清淨ニシテ塩分ヲ絶対ニ含マズ其質堅硬ナルモノトス

「コンクリート」用碎石又ハ砂利ノ大サハ直^(ママ)径^(ママ)四分以下七分以下ナル堅硬石トス其使用ケ所ニ応スル大サハ現場ニ於テ示ス処ニ從フヘシ但シ六分以上ノ砂利九十%以上ヲ^(ママ)ムルヲ要ス

第廿四条 用水

「モルタル」及「コンクリート」用水ハ水道清水ニシテ土氣其他ノ不純物ヲ一切含有セシムヘカラス塩分酸性「アルカリ」性物質ヲ含有スル水ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第廿五条 「コンクリート」ノ調合

「コンクリート」ハ其使用ケ所ニ応シ容積ニ於テ左ノ如ク調合製造スヘシ

工事種類	セメント	砂	砂利	摘 要
基礎均用普通コンクリート	一、〇	三、〇	六、〇	但家根用「コンクリート」ニハ防水用トシテ石灰ヲ混和スヘシ其分量ハ「セメント」容積ノ百分ノ六トス
一階床コンクリート	一、〇	三、〇	六、〇	
鉄筋コンクリート一般	一、〇	二、〇	四、〇	

第廿六条 練方

「コンクリート」ハ機械練ニシテ「セメント」砂ヲ先ツ配合シ空練四十秒以上更ニ水ヲ注キ練合セ三十秒間以上タルベシ然ル後砂利ヲ所定ノ割合ニ依リ正確ニ量リ前記「モルタル」ニ混シタル上五十秒間以上充分練合セ製出スベシ其施工方法練合回数等ハ現場ニ於テ之ヲ詳細指定スヘシト雖モ機械練ノ場合ニアリテハ一分間ノ廻轉速度ニ百尺ニ於テ二分間ヲ最少限トス練合ニ要スル水量ハ「コンクリート」四立方尺ニ付キ一立方尺ヲ最大限トス運搬中「コンクリート」ノ表面ニ水ノ浮留スル程度ノ軟練「コンクリート」ハ之ヲ使用スルヲ得ス^(ママ)「コンクリート」用材料ヲ秤量スル為メ現場ニ於テ砂及砂利「セメント」ノ適量ニ相当スル枴ヲ備付クベシ

第廿七条 仕上法

建築ノ軀体工ハ凡テ何等特別ノ仕上法ノ施サザル旨意ヲ原則トシ「コンクリート」工ヲ施スベシ故ニ型枴上ニ充分ノ注意ヲ払ヒ亦「コンクリート」ハ余リ乾練軟練ニ失スヘカラス從ツテ其表面ハ多孔質海綿状タルヲ許サズ但シ建物外面内面共ニ此ノ如キ欠点ヲ生シタル場合ニハ之ヲ切取り修理スルカ或ハ程度ノ輕キモノハ斑ナキ様一「パネル」全面「セメントモルタル」(調合^(ママ)セメント一、)ヲ以テ塗布セシムヘシ「モルタル」ヲ塗布スル場合ニハ型枴ヲ取り外シタル後二日以内ニ速ニ施工スベシ表面塗仕上ノ方法カ左官工事仕様ニ準拠

スルモノトス

第廿八条 「コンクリート」施工法

「コンクリート」ハ層々相礙着シ一体トナリ且ツ鉄筋ノ周囲及間隔ヲ撞キ固メ気泡ヲ排出シ型枠内ノ各部ヲ充満セシムベシ

鉄筋相互間及鉄筋ト型枠トノ間ニハ細棒ヲ入レ充分ニ打突キ性質一様ノ「コンクリート」ヲ製作スヘシ

「コンクリート」ハ使用ケ所ニ近キ現場ニ於テ練合セ運搬中成分ノ分離ヲ生スルコトナク又之ヲ生スル懸念アル場合ニハ使用前再ヒ練返スコトヲ得ル様設備スルヲ要ス如何ナル場合ヲ問ハズ練立後一時間以上ヲ経過シタル「コンクリート」ハ工事用ニ使用スベカラズ

第廿九条 養生

鉄筋「コンクリートスラブ」打立後ハ新葎ノ類ヲ以テ覆ヒ撒水シ日光ノ直射寒氣ニ露出並ニ水分ノ飛散ヲ避クヘシ而シテ爾後三日間ハ朝夕二回撒水シ養生スヘシ
古葎類ハ一切使用スヘカラス

第三十条 柱及壁ノ施工高

柱及壁体「コンクリート」ハ一回ノ施工高サ約九尺以内トシ凡ソ四時間ヲ経タル後更ニ四尺以内ノ「コンクリート」ヲ施行スルコトヲ得成ル可ク打継ケ所ヲ少ナカラシメ連日「コンクリート」工ヲ施シ指定期間内ニ完成セシムヘシ

第卅一条 床及屋根「スラブ」工

「スラブコンクリート」ハ一日一回ニ指定区域全部ヲ

打立ツベシ屋根「スラブ」ハ一回ニ全一回ノ「コンクリート」工ヲ施スモノニシテ施工能力ハ之ヲ基準トナスベシ

連続梁「スラブ」或ハ類似ノ構造部ニ於テ一時ニ全部ヲ施工シ難キ場合ニハ其工事ヲ経間ノ中心ニ止メ決シテ支端上ニ及バシムヘカラス施工区域及日程等ハ監督員ノ指示ニ從ヒ厳格ニ実行スベシ

第卅二条 打継

既ニ凝固シタル「コンクリート」面ノ上(柱及壁類)或ハ之ヲ接続シテ新ニ「コンクリート」エヲ施工場合ニハ既設「コンクリート」面ヲ検査シ「セメント」残滓タル「レータンス」ヲ止メザル為メ接続面ハ厚サ八分通り必ス翌日削リ取り全部掻荒シ之ヲ粗面ナラシメ且純物ハ一切之ヲ除去リタル後施工シ突キ堅メニ際シテハ特ニ注意ヲ加フヘシ柱及梁等ニアリテハ工事打止ケノ都合ニ応シ接手補助筋直徑^(ママ)三分乃至六分棒ヲ「コンクリート」断面ニ対シ千分ノ八ニ相当スル様鉄条ヲ挿入スルモノトス

但シ床及梁ニ対シテハ主筋ト合計ニテ百分ノ一以上トス

第卅三条 期間

型枠取外シノ期間ハ其個所ニ応シ現場ニ於テ指示スヘシト雖モ大体左ノ標準ニ從フモノトス

基礎「コンクリート」及壁型枠(晴天)三昼夜以上

(荷重キ
場合)

柱類 同 上 七日以上

スラブ類 同 上 二十一日間以上

梁類 同 上 二十八日間以上

但シ梁型ノ両側ハ約十日間ヲ経過セハ取外スコトヲ得

鉄工事

第卅四条 鉄扉防火扉等ニ使用スル鋼鉄材ハ尤モ信用アル製造

所製品ニシテ試験ニ合格セル材料トス

製作ニ際シテハ正確ナル原寸図ニ依ルヘシ原寸図ハ監

督員ノ検査ヲ受クベシ鋸位置及孔ハ凡テ一直線ニ配置

シ鋸孔ハ三十二分ノ一吋以上ノ余裕ヲ有スヘカラス

現場ニテ組立テ仮締メノ上差支ナキ様検査ヲ了リタル

上鋸締ヲ為シ現場ニ搬入スベシ

第卅五条 鉄材ハ外面及合七目共全部光明丹ヲ塗布シ外部見ツ

掛リハ指定色「ペンキ」三回塗仕上トス

鉄扉ハ骨組「アングル」三吋(二分厚)斜材入レ鉄板

ハ厚サ二「ミリ」鋸直径八三分間隔五吋以内蝶番四個

宛ニテ鉄枠(二吋半、アングル厚サ二分)ニ堅固ニ鈎

リ付ケ締合セ鉄板ニ付ケ隙目ナキ様施工スベシ

門材ハ中央上下二ヶ所ニ取設ケ突上突下ゲ共鉄材ニテ

付屬セシムヘキモノトス

第卅六条 玄関裏畳込扉(フォールディングゲート)ハ両方へ引

分ケ式ニシテ上部ニ鈎「アングル」(三吋巾三分厚)

ヲ取付ケ下部ニ上形「レール」ヲ設ケ開閉具合ヨリ仕
付クベシ

縦材ハ巾一吋厚サ四分ノ一吋表裏二枚又鉄材ハ上下ニ

細カク約一尺間ニ上部三個所中央二ヶ所下部三ヶ所ヲ

設クベシ

締リ金具其他一式付屬品共取り設クベシ

上下「レール」ノ取付用「ボルト」(径四分)ハ約

一尺間ニ取設クベキモノトス

第卅七条 「スチールサッシュ」ハ特ニ製造所ヲ指定セサルモ

製作前構造及開閉方法等監督員ノ承認ヲ経ベキモノト

ス硝子ハ凡テ舶来綱入ナルヲ以テ枠ノ深サハ之レヲ標

準トシ各交叉及取付部ハ単ニ粗差込トスルニ止マラズ

要部ハ凡テ鋸締又ハ銲接トシ周囲ニハ「アングル」及

窓台水切薄板ヲ附シ周囲枠ニハ起頭式足ヲ各辺ニ二ヶ

所宛取設クベシ

廻転窓ニハ任意ノ位置ニ開閉シ得ル様装置シ滑出式窓

ハ開閉及両仕舞尤モ具合ヨキ構造トス

「ハンドル」締リ金物共附屬品ハ全部真鍮「イブシ」

品トス

第卅八条 間仕切取付埋込「ボルト」ハ^(ママ)聖四分附屬品共凡

テ指定品ニシテ指揮ノ方法ニヨリ埋メ込ムベシ

第卅九条 建具用金物ハ堅牢ニシテ体裁ヨキモノニシテ真鍮製

本磨キトス前以テ見本品ヲ提出ノ上法定スルモノトス

第四十条 「ドライ、エリア」上「グレーチング」ハ周囲枠^{成一寸}中五分

「スーユ」夷鉄巾八分厚二分五厘間隔約考吋半横通棒
ハ丸鉄棒(直徑四分)三通通通シ巾三尺以内毎ニ一組
トシテ取外シ得ルモノニシテ詳細ハ現場指定ノ原寸図
ニヨルモノトス

第四十一条 正面校章ハ銅板打出シ尤モ入念ニ製作シ仕上「ブ
ロンズ」色(ブロンズ)「ポールト」四本以上ニテ取付ケノコト色
「ポールト」四本以上ニテ取付ケノコト

第四十二条 煙突昇降用鉄梯子ハ両側材巾足掛六分丸棒ヲ一尺
間ニ左右丸差込ミ栓二本込メトシ上部ニハ針長五尺以
上金器付キ誘導銅線等警視庁規定ニ合格スベキモノト
ス

第四十三条 大階段上明り取り天窓屋根小屋組ハ鉄骨造リニシ
テ二重屋根上面網入硝子ヲ直接支持スヘキ構造トス
天井ハ「ステインド」硝子鉄骨ヨリ体裁ヨク釣リ下グ
ベキ構造ヲ採用スルモノトス

各階柱出隅角面ニハ隅全於(亜鉛引鉄板廿八番製心針
金入)ヲ高サ七尺マテ取付ケ木煉瓦釘付トスベシ
鋳工事

第四十四条 陸屋根、雨落口ハ特ニ入念ニ鉛管及同板ヲ敷込シ
鯨鯨形共原寸図ニ依リ製作シ堅種円形亜鉛鍍鉄板廿
四番六尺間以内ニ輪形摺金物(亜鉛鍍)取付ケベシ

第四十五条 排気塔ハ銅板(二百目板)製各教室排気孔ノ数ニ
相当スル数ヲ取設クベキモノニシテ雨仕舞尤モ入念ニ
施行スベシ

第四十六条 便所共他衛生工所用排気、空気管等凡テ銅板製ト
シ取設クベキモノトス

第四十七条 大階段天窓雨仕舞ハ凡テ銅板ヲ使用スヘキモノト
シテ水樋水返シ共遺漏ナク仕付クベシ

木工事

第四十八条 間仕切柱土台々輪中差共米松四吋角六尺間以内ニ
建合セ間柱同二〇割一尺五寸間以内ニ建テ防腐劑塗ノ
上両面「エキスパンデットメタル」張「セメントモル
タル」下付ノ白漆喰塗仕上トス

第四十九条 寸法ノ合格セルモノハ型枠用古(抹消)「枕」(加蓋)「材」ヲ以テ
柱間柱土台等ニ兩用スルフトヲ得便所仕切米松材仕上
三寸角線面取り面留ニ仕合セ埋込「ポールト」ニテ取
付「ペンキ」塗仕上トス但シ便所土台下六寸ハ煉瓦積
人造研出トス

第五十条 宿直室床ハ畳下地ニ付大曳米松三寸二分角根太松二
寸角置渡シ床板張ノコト但シ床高ハ一尺二寸トス

第五十一条 押入中段付巾木打廻シ床板材張立

第五十二条 浴室脱衣所間仕切前記同断トシ同衣服棚一尺五寸
角左右四拾枿米松材製仕切ヲ為シ各扉及鏡前付造り付
ケノ事

第五十三条 受付台甲板樺材吸付材付同状持送りヲ附シ其他米
松材組合セ「ペンキ」塗下地トス甲板ハ「ワニス」塗
ノ事受付小窓三ヶ所共真鍮製イブシ「ウキケット」及
硝子障子ヲ箱込ムベシ

第五十四条 階段手摺木樺良材隅々格好現寸図ニ依リ工作シ

「コンクリート」部ト馴梁能ク取付ワニス塗仕上トス

第五十五条 各室腰長押ハ杉良材製隅面止メ「ペンキ」塗仕上トス
黒板下ノ白墨木ハ米松材適寸ニ作り「ペンキ」塗仕上トス

第五十六条 各出入口枠、及玉縁共米松材堅固ニ組立全物ヲ以テ取付「ペンキ」塗仕上トス

第五十七条 各室出入口沓摺ハ檜又ハ同等ノ堅材トシ両端出入口枠ニ透間ナク仕付ケ隠釘止メ入念ニ仕上クベシ

第五十八条 各窓台米松材厚一寸二分巾三寸丸面取り鉄窓枠ヲ「アングル」及木煉瓦ハ取付「ペンキ」塗仕上トス但シ窓台ハ外側ニ対シテハ鉄窓及壁仕上後ニ入念ニ取付クベシ

第五十九条 木煉瓦檜材ヲ指定ノ大サニ作り防腐剤ニ浸シ「コンクリート」打ト同時ニ埋込ノ事

第六十条 床張付用板ハ檜良材ニシテ厚サ六分以上巾二寸五分以内五枚打継(真鍮ノ金物)下面凹凸アルモノトス

建具工事

第六十一条下 正面玄関出入口扉理事室、教授室、事務室及大講堂扉共塩地材扉面取硝子欄間障子「モロッコ」硝子
箱込押縁止全部「ワニス」塗仕上トス

第六十二条 各教室、出入口両開及片開扉ハ米松蒸気乾燥良材ヲ用ヒ鏡板同材(三枚ベニヤ板)四方小穴入レ「ペンキ」塗仕上ノ事

扉ハ凡テ厚サ一寸二枚柵作りトス

第六十三条 御真影奉安室出入口扉及枠ハ全部鉄製扉二重張り中間乾砂入レ入念ニ仕上ケ内外共指定色ペンキ四辺塗仕上トス

第六十四条 理事室間仕切(折込式)ハ框米桧鏡楓ベニヤ板製見込一寸二分二枚柄差入念組締固メ上下共真輪レール付キ建合セ及折疊具合ヨリ仕付クベシ
仕上ケハ「ワニス」塗(五回)トス

第六十五条 道場床ハ床鉄筋「コンクリートスラブ」上ニ「スプリング」受石(一尺五寸角「コンクリート」ヲ据付ケ其側数ハ横基礎梁間ニ於テ間隔約六尺間ニ鉄「ポールト」(全四分)四本宛ニテ締メ付ケ上端ニ鉄梁(五吋×三吋)ヲ一本宛水平ニ据ヘ付ケ大根大ヲ此上ニ置キ渡シ工形梁ノ部分ニテ振止メ三角木ヲ大柄ニ仕止メ釘打チトス

床板ハ剣道場ハ一吋厚二枚下ハ斜張り柔道場ハ同一板張り凡テ隠釘打干隙目及逆目等ナキ様充分セメ張りトナスベシ板ハ凡テ「サ、メ」柄継釘ハ約一尺間以内ニ打立ツヘシ

第六十六条 柔道場畳ハ床十四通り表琉球無縁ノ糸面突通シ約二寸巾以内千鳥ニ綴付クベシ

第六十七条 柔剣道場界ノ折込間仕切扉ハ米松製見込一寸二分釣下ケ欄間共指定ノ通り製作シ開閉及建合セ具合ヨリ仕付クベシ

第六十八条 道場廊下反対側ニハ羽目代用衣柵ヲ設ケ引違ヒ戸

(見込一吋一ヲ建込ミ凡テ「ペンキ」塗仕上トス^(ママ))

劍道場窓障子保護トシテ木製金網張障子ヲ敷込ムベシ^(ママ)

第六十九条 宿直及小使室障子及襖類ハ普通品ニシテ現場指定

ノ大サニ作り建込ムモノトス

第七十条 食量及売店「カウスター」「料理出入口」計算台、

「ウキウケット」等細部構造及造作等ハ凡テ米松材「ベ

ンキ」塗仕上現場監督員ノ指示スル処ニ從ヒ施^(抹消)工

スルモノトス

第七十一条 大講堂演段^(ママ)ハ前面塩地材根太米松材床板米松枳材

(厚六台以上)ヲ用ヒ現寸図ニ拠リ施行スヘシ演段前

面ハ「ワニス」三四塗仕上トス

演段後口ニハ兩梓材(米松)及長押ヲ隅面止メニ作り

掛図ノ用ニ供シ「ペンキ」塗仕上トス講堂周囲壁ニハ

指定ノ高サニ「ピクナセール」(米松材)ヲ取付ケ木

煉瓦ニ堅牢ニ打付ケ真輪製稻妻釘ヲ約四尺五寸間ニ打

付ケ木部ペンキ塗リ仕上トスベシ

第七十二条 便所扉ニハ下部ニ二重縦鎧(高サ六寸内外)ヲ付

シ上部ニハ「モロワコ」硝子ヲ箝メ込ミ付属金物及使

用現示標共取付クベシ

大厕所間仕切上部ハ臭気抜ガラリ窓ヲ附シ内外「ペン

キ」塗仕上トスベシ

左官工事ノ部

第七十三条 建物外面ノ仕上塗工事ハ左ノ如シ

白「セメント」一割入

(イ)正面、側面、背面、校庭側見へ掛リ全部

人造石洗出仕上

(ロ)「ドライエリア」内側面全部軒バラベツト内側面

「セメントモータル」塗仕上^(ママ)

(ハ)「セプチックタンク」内外面 同 上

第七十四条 人造石洗出仕上用「セメントモルタル」ハ普通

「セメント」一、〇白「セメント」〇、一川砂三、〇ノ

配合ニナシ練返シ更ニ花崗石粉及白色大理石粉等分混

合ノモノ五、〇ノ割合ニ混シ製作シ下附「モルタル」

共約七分厚ニ塗リ立テ適當ノ時間經過シタル上、清水

ニテ洗ヒ出シ各部塗付ナキ様仕上グベシ指定ノ位置ニ

於テ建物ノ同一高サニ於テ目筋付ケ施サシムルコトア

ルベシ

第七十五条 「セメントモルタル」塗仕上ハ「セメント」一、

川砂三ノ割合ニヨリ充分混合練リ合セタルモノトス何

レモ高低凹凸等ナキ様特ニ注意ヲ加ヘ地村鍍村ナキ様

入念ニ鍍塗仕上ヲナスベシ

第七十六条 正面側面等ニ使用スヘキ人造石型物ハ原寸図ニヨ

リ製作セルモノヲ現場ニ張付クルモノトス此ノ場合ニ

於テ壁地ニハ予メ十番鉄線ヲ出シ置キ之レニ付着取付

クベシ

第七十七条 内部壁ハ黄大津入淡黄色漆喰塗天井ハ白漆喰塗何

レモ下附ヨリ仕上迄四回一回毎ニ充分乾燥セシメ隅々

定規当ヲ不陸ナキ様鍍仕上トス担シ「プラスター」ヲ
使用スルキハ三回塗仕上トナスコトヲ得此ノ場合ニハ
別ニ其調合ヲ定ム

第七十八条 木製間仕切下附「セメントモルタル」(調合一、三)
塗ノ上前同断仕上ノ事

第七十九条 白漆喰壁材料調合次ノ如シ
(黄大津量ハ現場ニテ指定ス)

材料	粉石灰	蛎灰	川砂	角切丈	上切
下附	七斗	三斗		一貫匁	一貫匁
村直	五斗	二斗	三斗五升	一貫五百匁	一貫五百匁
中塗	五斗	三斗	二斗五升	一貫四百匁	一貫五百匁
上塗	二斗五升	五斗		五百匁	上浜切 五百匁

第八十条 漆喰塗面ハ凹凸ナキ様特ニ注意ヲ如ヘ施工スヘキモ
ノニシテ二間長定規ヲ以テ検査シ二分以上ノ塗村ヲ生
セサル様出来セシムヘキモノトス

第八十一条 床仕上ハ図面ニ記載セル処ニ従フベシ

第八十二条 床「セメントモルタル」塗ハ「コンクリート」打
ト同時ニ「セメントモルタル」調合一、三、六厚五分
程度ニ塗付定規摺ヲ為シ水勾配付ケ表面ニハ「セメン
ト」粉末ヲ撒布シ金鍍ニテ入念ニ塗仕上ノ事

第八十三条 床「セメントタイル」ハ広間及便所ニ用ヒ材料ハ
特ニ指定シタル製品ニシテ大サハ五寸角若クハ之寸五
分角茶褐色又ハ小豆色大理石片入シ厚サ五分以上研キ

出シ光沢ヲ有スル材料ニシテ目地一分五厘以内ニ仕上
ケ平均ニ「モルタル」張リトナスヘシ

第八十四条 各階ノ廊下同巾木階段全部階段便所浴室巾木床等
ハ人造石研出シ仕上ニシテ予メ見本品製作決定ノ上不
陸ナキ様入念ニ研出ス事

第八十五条 浴室全部ハ「ペンキ」塗ニ付「セメントモルタ
ル」塗トナン不陸ナキ様仕上ルモノトス

第八十六条 陸屋根「パラペット」付防水押ヘハ「セメントタ
イル」敷仕上ゲトナスベシ

理室、事務室、広間及大講堂中心飾及梁端側面彫刻
型物等ハ凡テ右膏ヲ使用スルモノニシテ原寸図ニヨリ
製作シ堅固ニ取付クベキモノトス

防水工事

第八十七条 陸屋根「ペントハウス」屋根及地下室外側防水工
事ハ「コンクリート」上端不陸直シノ上「アスファ
ルトフェルト」二号品「アスファルト」ヲ以テ張付ケ其
上へ「アスファルト」液ヲ塗布シ「ラバロイド」又ハ
「マルソイドルーフィンダ」一号品及二号品ヲ一回ニ

張付更ニ純「アスファルト」液ヲ塗布シ適當ニ熱シタ
ル豆砂利ヲ撒布シテ全面ニ村無ク附着セシムヘシ

第八十八条 陸屋根「パラペット」付ノケ所ハ防水工事前同断
押ヘトシテ「セメント」板(大サ五寸角厚サ五分)圧
搾器ニテ工作シ一分目地ニ敷込ミ張り付ケノ事

塗師工事

第八十九条 鉄部ハ下地光明丹塗ノ上(日本ペイント会社)製

A印又ハ之ト同等品ナリト係員ノ認メタル優良ナル白

「ペンキ」及「ボイル」油ヲ用ヒ色合ハ予メ見本ヲ指

定シテ承認ヲ受ケ三四塗仕上トス

第九十条 木部「ペンキ」塗ニ際シテハ節止ヲナシ間隙ヲヲ填

充ノ上木荒ヲ生ゼサル間ニ下塗ヲ為シ材料布漉シ(上

塗ノ分ハ紙漉シ) 沓回毎ニ「サンドペーパー」摺リ刷

毛村ナキ様三回塗仕上前同断

第九十一条 階段手摺米松状以外ノ入口扉受付台等塩地楓及松

状ノ個所ハ「ワニス」塗ニ付敷島「ワニス」三回塗仕

木部目留ヲナシ一回毎ニ塗面ヲ「サンドペーパー」及

木賊ニテ磨キ上ケ刷毛村ナキ様丁寧ニ施工スルモノト

ス

第九十二条 便所浴室腰「セメントモルタル」塗ノ上へ白色ペ

ンキ二回塗トナス

第九十三条 各階各室共腰長押以下砂漆喰壁面ハ二回空色水性

ペンキ(舶来品)塗ニ付壁ノ乾燥ヲ進入入念塗仕上グ

(マキ)(マキ)

第九十四条 地下室及講堂腰羽目ハ「ペンキ」三回塗仕上トス

講堂ノ台ハ特ニ紙コシペンキ入念ニ仕上グ可キモノト

ス

硝子工事

第九十五条 外側ニ面スル鉄窓全部ハ支給品及舶来「ワイヤー

ドグラス」厚サ二分ヲ使用シ鉄釘及「パチ」止メ入念

ニ箱込ム可シ網目ハ成可一室毎ニ揃ヘ横従トス可カラ

ズ窓下段中央ノ一枚ハ舶来透明網入硝子上等品トス

第九十六条 大階段上硝子屋根前同断「ワイヤードグラス」ヲ

(マキ)

嵌メ込ミ雨仕舞完全ニナス可シ

ス

第九十七条 応接室仕切窓便所仕切ニハ結晶硝子嵌込前同断ト

品使用下部ニ抜通り艶消トナスモノトス

階段工事ノ部

第九十九条 階段ハ凡テ鉄筋「コンクリート」造トス小階段二

個所踏板及蹴込板ハ両者連続セル「形ニ造リ鉄筋入厚

約一寸六分表面人造石研出踏面角巾二寸通り「アラン

ダム」厚四分トシ右予メ製作セルモノヲ現場ニ持運ビ

「モルタル」据ニテ堅固ニ仕付ケ両側布木及オドリ場

ハ場所人造石研出仕上トスモノトス

第一百条 大階段踏板及蹴込共巾ニ於テ目筋ヲ付ス可カラズ從テ

場所打人造石研出仕上トナシ前記ニ倣ヒ角面共巾二寸

通り「アランダム」厚サ五分以上ヲ施ス可シ階段用人

造石研出ニ使用ス可キ石材ハ小豆色又ハ淡褐色大理石

二分乃至三分粒ニシテ研出シタル后大理石ハ六割五分

ヲ下ル可カラズ

第一百一条 親柱其他細部ニ付キテハ現寸図ニ依ルモノトス

衛生工事「ファウンテン」及消火栓

第一百二条 小便所ハ総テ自働水洗式大便所ハ洋風「フラッシュ

ヴァルブ」式トス便器手洗及洗面器共白色陶器ニシテ
大便器ハ「インヒノタル」形小便器ハ堅形陶器色ハ白
又ハ葡色手洗、洗面等ハ白色内地産指定品トス

陶器ハ東洋陶器会社製品、衛生工用金物ハ「キンソ
ン」製作所製品タルベシ

第二百三条 水道其他ハ鉛管ニシテ其大小位置取付等監督員ノ指
揮ニ従ヒ施工スルモノニシテ「トラップ」床排水管口

金物等ヲ附属セシメ見上^(ママ)リ使用ノ金物ハ凡テ真鍮台
ニッケル鍍トナス可シ「コック」及「ヴァルブ」等前
記同断ニシテ水道局ノ検査ヲ受ケタル合格品トス

第二百四条 「ハイドラント」ハ地階一ヶ所一、二、三、階共二
ヶ所宛合計七ヶ所ヲ設備スルモノニシテ給水管鑄鉄管
「ホース」等一切ヲ含ミ配置詳細品ヲ提出シ協議ノ上
決定シ指定ノ位置ニ仕付ク可シ

第二百五条 水道「ファウンテン」ハ地階一ヶ所一、二、三階共
各式ヶ所宛合計七ヶ所ヲ設クルモノニシテ「ファアンテ
ンスタンド」ハ上等指定舶来品ヲ使用^(ママ) 管鉛管其他一
切ヲ附属スルモノトス

第二百六条 汚水浄化装置ハ西原式ニ依ルモノニシテ別紙浄化
槽及酸化槽共鉄筋コンクリート造内外「セメントモル
タル」塗其他細部ノ設備ニ付キテハ現場指定ノ方法ニ
依リ取り付ケ浄水浄化ヲ完全ナラシム可キモノトス

第二百七条 配線管ハ隠式「ガランチーチューブ」ヲ「コンクリ
電燈工事ノ部

「ト」繫梁及「スラブ」内ニ埋メ込ムモノニシテ各交
又及角度及燈位置毎ニ真鍮製「ジョイントボックス」
ヲ使用スルモノトス

第二百八条 銅線及「チューブ」直^(ママ)至ハ配管面ヲ^(ママ)出ノ上決定ス
ルモ凡テ請負者ニ於テ絶対ノ責任ヲ負ヒ完成後二ヶ年

間ニ生スル配管配線上ノ故障ニ対シ修理ノ義務アルモ
ノトス從テ配管ニ際シテハ管ノ中間ニ温氣又ハ水氣ノ
停帯スル事ナキ様水平様若クハ中高ニ配置シ凡テ細密
ノ注意ヲ以テ施工スヘシ若クハ中高ニ配置シ凡テ細密
ノ注意ヲ以テ施工スヘシ

第二百九条 線ノ引込ミ、立上リ、「スキッチ」位置、点滅器位
置等ハ凡テ監督員ト協議ノ上決定スヘキモ使用器具類
ハ何レモ市場ニ求メ得ベキモノ、中優良品ヲ使用スベ
シ左記各室ニハ卓燈又ハ扇風器用プラグ配線ヲ施ス
ベシ

理事室 二、 応接室 一、 事務室 三、
教授室 三、 食堂 六、 売店 一、
実験室 三、

第二百十條 電燈器具ハ左ノ通り見本品ニヨリ撰取付クヘシ
一般教室其他 普通「コードペンダント」
廊下一般 ^(ママ)パイプペンダント^(一ヶ位)
大講堂 ^(ママ)直^(ママ)至^(ママ)照明器 一尺八寸半間接^(五十ヶ位)

理事室、応接室 直^(ママ)至^(ママ)一尺三寸 同上^(三十ヶ位)
教授室、事務室 直^(ママ)至^(ママ)一尺二寸 同上^(二十ヶ位)

食 堂

「フラチットランプ」 (十五円位)

階段室、地下室、廊下及道場

シーリングライト(大型) (十円位)

浴室、脱衣室

防湿パイプペンダント

排水及雑工事之部

第百十一条

建物及敷地排水ハ溜枿及土管ヲ使用スルモノニシテ外側堅樋ヨリノ雨水ハ直接道路下水ニ排出シ内側堅樋及校庭排水ハ鉄筋「コンクリート」造溜枿及葉引土管(若クハ鉄筋「コンクリート」管)ニヨリ側溝ニ排出スルモノトス

溜枿ノ大サハ左ノ三種ニシテ何レモ鉄筋コンクリート造配合

大サ(内^(ママ)聖) 深サ 壁厚 衣厚

一尺五寸丸 二尺 三寸 四寸

二尺丸 二尺五寸及七尺 四寸 五寸

三尺丸 七尺 五寸 七寸

一、一、二、一四、衣付鉄筋ハ三分^(ママ)聖丸棒縦横六寸間ニ

外側ヨリ二寸ノ位置ニ配置シ内面「セメントモルタル」塗仕上トス

蓋ハ鑄鉄製格子形格子(成^(寸)七^(分))ヲ間隔約二寸間(心々)ニ周囲ハ一寸角トナスモノトス

三尺角鉄蓋ニ対シテハ中央ニ中骨(厚^(寸)一^(寸五分))二十字ニ

通シ周囲縁モ同寸トナスヘシ

第百十二条 石工事

一、正面玄関廻り及ビ彫刻ハ人造石「ブロック」小叩

キ仕上指定ノ大サニ製作シ予メ「コンクリート」ヨリ引金物ヲ出シ指示ノ通り引キ付ケ積立ツベシ彫刻及色合ハ模型見本品ヲ作り係員ノ承認ヲ受クルコト

一、玄関内部ハ高サ六尺通り「クンストスタイン」張付ケトシ予メ模型見本品提出ノ上彫刻、線型、製作シ入念張付仕上ノコト

但シ玄関廻り内外共根石、段石、敷石ハ花崗石トス玄関敷石共他花崗石ヲ用ヒ一尺角厚サ三寸小叩キ面ニ仕上ケ少シク前後ニ勾配形ニ平ラニ据付ケベシ

第百十三条 「ドライエリア」ハ鉄筋「コンクリート」造内面

「セメントモルタル」塗刷毛仕上上部ニ鉄製「クレーチング」床ヲ設ケ終端ニハ排水孔及金物共仕付ケ排水具合ヨリ仕上クベシ

第百十四条 鉄筋「コンクリート」煙突ハ内^(ママ)聖三尺高サ地上八

十尺トス内面ニハ地上二十五尺マテ耐火煉瓦半枚ニテ保護シ外面「セメントモルタル」塗^(ママ)釘寧ニ仕上ケ上部適當ノ飾リヲ付シ最上部ニ避雷針ヲ取設クベシ

屋上ヨリ鉄製「タラップ」ヲ指定ノ通り取付クヘキモノトス

第百十五条 右各項外ノ細部工事仕様ニ関シテハ現場掛員及監

督員ノ指揮ニ従フモノトス

以上

大正十五年三月十日

中央大学学長事務取扱法学博士 馬場愿治 印

文部大臣 岡田良平殿

校地増加認可申請ノ件

本大学校舎敷地トシテ東京市神田区駿河台南甲賀町六、七、
〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕
〔九〕〔八〕〔八ノ一〕番地所在地巻千九百六拾七坪参勺ヲ増加致
度候ニ付御認可被成下度土地登記謄本相添此段申請候也

登記簿抄本

登記第貳九号

物件ノ表示

東京市神田区駿河台南甲賀町六番地

一宅地 五百四拾壹六合式勺

所有者ノ表示

東京市神田区錦町貳丁目貳番地

(公印) 中央大学

此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認
証ス

大正拾五年四月貳拾貳日

東京区裁判所二長町出張所

裁判所書記

吉川貞喜

印

登記簿抄本

登記第参〇号

物件ノ表示

東京市神田区駿河台南甲賀町七番地

一宅地 五百五拾七坪貳合式勺

所有者ノ表示

東京市神田区錦町貳丁目貳番地

(公印) 中央大学

此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認
証ス

大正拾五年四月貳拾貳日

東京区裁判所二長町出張所

裁判所書記

吉川貞喜

印

登記簿抄本

登記第参壹号

物件ノ表示

東京市神田区駿河台南甲賀町八番地壹号

一宅地 八百六拾八坪壹合九勺

所有者ノ表示

東京市神田区錦町貳丁目貳番地

(公印) 中央大学

此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認
証ス

大正拾五年四月拾貳日

東京区裁判所二長町出張所

裁判所書記

吉川貞喜 印

[以下図面省略]

(注記1)

「文部省／大正15・3・18／東專97号」「東京府／大正15・3・12／
收受」

(注記2)

「建石岐様」

(注記3)

「大正十五年三月十七日／寅学二、九九九号／東京府經由」

(注記4)

「一」(簿冊内件名番号)

(下札)

「種別 を三／聯繫 / 登録追加 / 件名 東京府經由、中央大学
校舎建築並校地変更認可 / 番号 東專九七 / 結了年月日 大・一・五
五・一 / 保存年限 ムキ / 枚数 一括」

〔大正15年5月 中央大学 第1〕
〔冊〕 文部省 3A, 10-A 1245